

太宰府市青色回転灯貸出事業誓約書

太宰府市青色回転灯貸出事業に基づき指定された車両に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯は、運行の許可を受けた車両の屋根に装備します。
- 2 青色回転灯を点灯させての運行は、自主防犯パトロールに限ります。
- 3 青色回転灯を点灯させて運行する際には、警察本部長から交付される標章を車両の後方から見えるように掲示します。
- 4 自主防犯パトロールの実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 5 自主防犯パトロールを実施する地域は、事業計画書に記載の地域に限ります。
- 6 運行に当たっては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路法(昭和27年法律第180号)その他の関係法令を厳守します。
- 7 上記1～6に違反した場合には、貸出しの決定を取り消されても異議申し立てはいたしません。
- 8 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合、青色回転灯自体に損傷等を受けた場合には、遅滞なく報告します。
- 9 自主防犯パトロール活動の中止又はその他の理由により青色回転灯が不要になった場合は、貸出しを受けた青色回転灯の返却等必要な手続きを行います。
- 10 貸出しを受けた青色回転灯は適正に管理し、誠実に取り扱います。
- 11 貸出しを受けた青色回転灯を目的以外に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供することはいたしません。

年 月 日

太宰府市長 殿

(団体名)

(団体代表者名)